

○熊本市公民館条例〔生涯学習推進課〕

昭和43年3月30日

条例第16号

改正 昭和49年9月26日条例第46号

昭和51年3月26日条例第21号

昭和52年6月16日条例第33号

昭和52年9月30日条例第41号

昭和54年6月27日条例第36号

昭和56年3月31日条例第12号

昭和57年3月31日条例第15号

昭和58年3月16日条例第7号

昭和59年3月30日条例第13号

昭和60年3月30日条例第10号

昭和62年3月16日条例第14号

昭和63年3月24日条例第11号

平成2年3月29日条例第19号

平成2年6月27日条例第39号

平成2年12月27日条例第79号

平成8年3月29日条例第14号

平成9年3月28日条例第15号

平成10年3月26日条例第26号

平成12年3月30日条例第19号

平成13年3月30日条例第17号

平成14年3月28日条例第22号

平成14年9月24日条例第44号

平成15年3月17日条例第18号

平成17年12月22日条例第83号

平成19年3月13日条例第25号

平成19年12月25日条例第85号

平成20年3月18日条例第16号

平成20年9月19日条例第79号

平成22年3月8日条例第39号

平成23年12月19日条例第72号

平成24年3月22日条例第23号

平成25年3月27日条例第10号

平成25年12月25日条例第59号

平成26年12月26日条例第79号

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号。以下「法」という。）第21条第1項の規定に基づき、本市に公民館を設置する。

(名称及び位置)

第2条 公民館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
熊本市中央公民館	熊本市中央区草葉町5番1号
熊本市西部公民館	熊本市西区小島2丁目7番1号
熊本市南部公民館	熊本市南区南高江6丁目7番35号
熊本市東部公民館	熊本市東区錦ヶ丘1番1号
熊本市龍田公民館	熊本市北区龍田弓削1丁目1番10号
熊本市託麻公民館	熊本市東区长嶺東7丁目11番15号
熊本市幸田公民館	熊本市南区幸田2丁目4番1号
熊本市清水公民館	熊本市北区清水亀井町14番7号
熊本市秋津公民館	熊本市東区秋津3丁目15番1号
熊本市大江公民館	熊本市中央区大江6丁目1番85号
熊本市花園公民館	熊本市西区花園5丁目8番3号
熊本市北部公民館	熊本市北区鹿子木町66番地
熊本市飽田公民館	熊本市南区会富町1333番地1
熊本市五福公民館	熊本市中央区細工町2丁目25番地
熊本市河内公民館	熊本市西区河内町船津791番地
熊本市天明公民館	熊本市南区奥古閑町2035番地

熊本市富合公民館	熊本市南区富合町清藤400番地
熊本市城南公民館	熊本市南区城南町舞原394番地1
熊本市植木公民館	熊本市北区植木町岩野238番地1

2 熊本市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、必要に応じて分館を設置することができる。

（昭49条例46・昭52条例33・昭52条例41・昭54条例36・昭56条例12・昭57条例15・昭58条例7・昭59条例13・昭60条例10・昭62条例14・昭63条例11・平2条例19・平2条例39・平2条例79・平8条例14・平9条例15・平10条例26・平12条例19・平14条例22・平15条例18・平17条例83・平19条例25・平19条例85・平20条例16・平20条例79・平22条例39・平23条例72・平25条例59・一部改正）

（使用の許可）

第3条 公民館を使用しようとする者は、教育委員会の許可を受けなければならない。

2 使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、公民館の使用の権利を他に譲渡し、又は転貸してはならない。

（平15条例18・一部改正）

（使用許可の取消し等）

第4条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条第1項に規定する使用の許可をせず、又は既にした使用の許可を取り消すことができる。

- (1) 公の秩序を乱し、又は善良な風俗を害するおそれがあるとき。
- (2) 公益上必要があるとき。
- (3) 法第23条の趣旨に反すると認めるとき。
- (4) この条例又はこの条例に基づく規則に違反したとき。
- (5) 集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益になると認めるとき。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、管理上必要があるとき。

2 前項の規定による使用の許可の取消し等により生じた損害については、教育委員会は其の責めを負わない。

（平14条例44・平15条例18・平19条例25・平23条例72・一

部改正)

(使用料)

第5条 公民館の使用料は、別表第1及び別表第2に定めるとおりとする。

2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

3 既納の使用料は、返還しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

(昭49条例46・平2条例79・一部改正、平15条例18・旧第6条繰上・一部改正、平22条例39・一部改正)

(使用料の減免)

第6条 市長は、特別の理由があると認めるときは、使用料を減免することができる。

(平2条例79・一部改正、平15条例18・旧第7条繰上)

(公民館職員の指示等)

第7条 使用者は、公民館の施設等の使用に当たっては、公民館の職員の指示に従わなければならない。

2 使用者は、使用中の施設に公民館の職員が職務執行のため立ち入ろうとするときは、これを拒むことができない。

(平15条例18・追加)

(損害の賠償)

第8条 使用者は、使用の期間中公民館の建物又は設備を毀損し、又は滅失したときは、教育委員会の定めるところにより損害の賠償をしなければならない。ただし、教育委員会がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

(平15条例18・追加、平23条例72・一部改正)

(公民館運営審議会)

第9条 法第29条の規定に基づき、第2条に規定する公民館を通じて一の熊本市公民館運営審議会(以下「審議会」という。)を置く。

2 審議会の委員は、15人以内とし、学校教育及び社会教育の関係者、家庭教育の向上に資する活動を行う者並びに学識経験のある者の中から教育委員会が委嘱する。

3 審議会の委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(昭52条例33・平13条例17・一部改正、平15条例18・旧第8条
繰下、平23条例72・平24条例23・一部改正)

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

(平15条例18・旧第9条繰下、平24条例23・一部改正)

附 則

- 1 この条例は、昭和43年4月1日から施行する。
- 2 熊本市公民館条例(昭和29年条例第49号)は廃止する。

附 則(昭和49年9月26日条例第46号)

この条例は、昭和49年10月1日から施行する。ただし、第2条第1項表の改正規定中熊本市南部公民館に係る部分は、別に規則で定める日から施行する。

(昭和51年規則第30号で昭和51年5月1日から施行)

附 則(昭和51年3月26日条例第21号)

この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則(昭和52年6月16日条例第33号)

この条例は、規則で定める日から施行する。ただし、第8条第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(昭和52年8月24日規則第41号で昭和52年9月1日から施行)

附 則(昭和52年9月30日条例第41号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(昭和54年6月27日条例第36号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和54年6月30日規則第52号で昭和54年7月1日から施行)

附 則(昭和56年3月31日条例第12号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和56年5月9日規則第32号で昭和56年5月11日から施行)

附 則(昭和57年3月31日条例第15号)

この条例は、規則で定める日から施行する。

(昭和57年5月21日規則第30号で昭和57年5月24日から施行)

附 則（昭和 58 年 3 月 16 日条例第 7 号）抄

- 1 この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和 58 年 4 月 4 日規則第 17 号で昭和 58 年 4 月 4 日から施行）

附 則（昭和 59 年 3 月 30 日条例第 13 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和 59 年 6 月 30 日規則第 42 号で昭和 59 年 7 月 1 日から施行）

附 則（昭和 60 年 3 月 30 日条例第 10 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和 60 年 7 月 27 日規則第 39 号で昭和 60 年 7 月 29 日から施行）

附 則（昭和 62 年 3 月 16 日条例第 14 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和 62 年 6 月 27 日規則第 44 号で昭和 62 年 7 月 6 日から施行）

附 則（昭和 63 年 3 月 24 日条例第 11 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（昭和 63 年 7 月 8 日規則第 50 号で昭和 63 年 7 月 11 日から施行）

附 則（平成 2 年 3 月 29 日条例第 19 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年 6 月 27 日条例第 39 号）

この条例は、規則で定める日から施行する。

（平成 2 年 8 月 1 日規則第 43 号で平成 2 年 8 月 27 日から施行）

附 則（平成 2 年 12 月 27 日条例第 79 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 3 年 2 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条第 1 項の表の改正規定中熊本市五福公民館に係る部分については、規則で定める日から施行する。

（平成 3 年 4 月 11 日規則第 70 号で平成 3 年 4 月 15 日から施行）

（経過措置）

- 2 飽託郡北部町及び飽田町の編入の日前に、旧北部町公民館設置条例（昭和 30 年条例第 4 号）又は旧公民館条例（昭和 30 年条例第 30 号）の規定に基づきなされた手続、処分その他の行為は、この条例による改正後の熊本市公民館条例（以下「新条例」という。）の相当規定に基づきなされたものとみなす。

3 この条例の施行の際、現に旧北部町公民館設置条例又は旧公民館条例の規定により使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料については、新条例の規定にかかわらず、旧北部町公民館設置条例又は旧公民館条例の例による。

(熊本博物館条例の一部改正)

4 熊本博物館条例（昭和28年条例第61号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(熊本市立ユース・ホステル条例の一部改正)

5 熊本市立ユース・ホステル条例（昭和46年条例第35号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

(熊本市青少年問題協議会設置条例の一部改正)

6 熊本市青少年問題協議会設置条例（昭和30年条例第46号）の一部を次のように改正する。

〔次のよう〕略

附 則（平成8年3月29日条例第14号）

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条第1項の表の改正規定中熊本市飽田公民館に係る部分は、平成8年4月1日から施行する。

附 則（平成9年3月28日条例第15号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成10年3月26日条例第26号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成12年3月30日条例第19号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成13年3月30日条例第17号）

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則（平成14年3月28日条例第22号）

この条例は、平成14年4月19日から施行する。

附 則（平成14年9月24日条例第44号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成15年3月17日条例第18号）

この条例は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年12月22日条例第83号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成19年3月13日条例第25号）

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成19年12月25日条例第85号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月18日条例第16号）

（施行期日）

1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中熊本市公民館条例第2条第1項の表熊本市西部公民館の項の改正規定 公布の日

(2) 第1条中熊本市公民館条例第2条第1項の表熊本市河内公民館の項の改正規定及び次項の規定 平成20年4月1日

(3) 第2条の規定 規則で定める日

（平成21年2月20日規則第6号で平成21年4月1日から施行）

（熊本市みかんの里振興センター条例の廃止）

2 熊本市みかんの里振興センター条例（平成3年条例第19号）は、廃止する。

附 則（平成20年9月19日条例第79号）

（施行期日）

1 この条例は、平成20年10月6日から施行する。

（経過措置）

2 下益城郡富合町の編入の日（以下「富合町編入日」という。）前に旧富合町公民館条例（平成14年条例第15号。以下「旧富合町条例」という。）の規定によりなされた処分、手続その他の行為（ホールに係るものを除く。）は、この条例による改正後の熊本市公民館条例（以下「新条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。

3 熊本市富合公民館の使用料については、新条例第5条第1項の規定にかかわらず、富合町編入日から平成25年10月5日までの間の使用に係るものに限り、旧富合

町条例の例による。

附 則（平成 22 年 3 月 8 日条例第 39 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。ただし、第 5 条及び別表の改正規定並びに次項の規定は、同年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定に限る。）による改正後の別表第 1 及び別表第 2 の規定は、平成 22 年 10 月 1 日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。
- 3 下益城郡城南町及び鹿本郡植木町の編入の日（以下「2 町編入日」という。）前に旧火の君総合文化センター設置及び管理に関する条例（平成 9 年条例第 10 号）の規定（公民館に係る部分に限る。）又は旧植木町公民館条例（昭和 37 年条例第 8 号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例による改正後の熊本市公民館条例（以下「新条例」という。）の相当規定によりなされたものとみなす。
- 4 熊本市城南公民館の使用料については、附則第 2 項及び新条例第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、2 町編入日から平成 27 年 3 月 31 日までの間の使用に係るものに限り、旧火の君総合文化センター設置及び管理に関する条例の例による。
- 5 この条例の施行の際現に旧植木町公民館条例の規定により使用の許可を受けている者の当該許可に係る使用料（分館の使用料を除く。）については、同条例に規定する中央公民館使用料及び設備等使用料の例による。
- 6 熊本市植木公民館の分館の使用料については、附則第 2 項及び新条例第 5 条第 1 項の規定にかかわらず、2 町編入日から平成 27 年 3 月 31 日までの間の使用に係るものに限り、旧植木町公民館条例に規定する地区公民館使用料の例による。

附 則（平成 23 年 12 月 19 日条例第 72 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 3 月 22 日条例第 23 号）

この条例は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 25 年 3 月 27 日条例第 10 号）

この条例は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則（平成25年12月25日条例第59号）

この条例は、平成26年3月1日から施行する。

附 則（平成26年12月26日条例第79号）

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

2 この条例による改正後の別表第1の規定は、この条例の施行の日以後の使用許可に係る使用料について適用し、同日前の使用許可に係る使用料については、なお従前の例による。

別表第1（第5条関係）

（平25条例10・全改、平26条例79・一部改正）

(1) 会議室、料理実習室及びホール使用料

施設名	使用時間区分	午前	午後	夜間	延長・繰上げ	
		午前9時から正午まで	午後1時から午後5時まで	午後6時から午後10時まで	正午から午後1時まで	午後5時から午後6時まで
大会議室		1,300円	1,500円	1,500円	370円	370円
中会議室		900円	1,000円	1,000円	250円	250円
小会議室		400円	500円	500円	120円	120円
料理実習室		1,500円	1,700円	1,700円	420円	420円
ホール		2,000円	2,500円	2,500円	620円	620円

備考

- 1 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。
- 2 使用時間区分の延長・繰上げの欄に掲げる使用料は、当該欄以外の使用時間区分において施設を使用する場合で当該区分の使用時間を超えて使用したときのみ徴するものとし、使用時間区分が2以上にわたる場合の当該区分間の時間の使用料については、徴しないものとする。

(2) テニスコート使用料

施設名	単位	使用料
テニスコート	1面1時間につき	200円

備考

- 1 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。
- 2 使用時間に1時間に満たない端数があるときは、当該端数は、1時間とみなす。

(3) 陶芸室使用料

施設名	単位	使用料
陶芸室	1日につき	1,200円

備考

- 1 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。
- 2 この表において「1日」とは、午前9時から翌日午前9時までの使用をいう。

別表第2（第5条関係）

（平22条例39・全改）

冷暖房設備使用料

施設名 使用時間区 分	午前	午後	夜間	延長・繰上げ	
	午前9時から 正午まで	午後1時から 午後5時まで	午後6時から 午後10時 まで	正午から午 後1時まで	午後5時から 午後6時まで
大会議室	200円	200円	200円	50円	50円
中会議室	150円	150円	150円	30円	30円
小会議室	100円	100円	100円	20円	20円
料理実習室	150円	150円	150円	30円	30円
ホール	700円	700円	700円	170円	170円

備考

- 1 使用時間は、使用目的に要する時間のほか、準備、片付け等に要する時間を含むものとする。
- 2 使用時間区分の延長・繰上げの欄に掲げる使用料は、当該欄以外の使用時間区分において施設を使用する場合で当該区分の使用時間を超えて使用したとき

のみ徴するものとし、使用時間区分が2以上にわたる場合の当該区分間の時間の使用料については、徴しないものとする。